

瑕疵担保責任保険

「JIOわが家の保険」

|住宅瑕疵担保責任保険(1号)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「住宅瑕疵担保履行法」といいます。)第19条第1号に規定する保険。建設業許可を受けた建設業者、又は宅地建物取引業の免許を受けた宅地建物取引業者が対象。

対象住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)

第2条第1項に規定する「住宅」

- ・ 人の居住の用に供する家屋または家屋の部分
(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む)

品確法 第2条第2項に規定する「新築住宅」

- ・ 人の居住の用に供したことがないもの
- ・ 建設工事完了の日から起算して1年以内のもの

|一般瑕疵担保責任保険(2号)

住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に規定する保険。全ての事業者が対象。住宅瑕疵担保責任保険に該当しない事業者や引き渡す相手が販売会社などで保険の義務がなく任意で掛ける場合の保険。

対象住宅

品確法 第2条第1項に規定する「住宅」

- ・ 人の居住の用に供する家屋または家屋の部分
(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む)

品確法 第2条第2項に規定する「新築住宅」

- ・ 建設工事完了の日から起算して1年以内のもの
- ・ 人の居住の用に供したことがないもの

工事完了後2年以内で、人の住居の用に供したことがないもの

事業者の倒産時等で故意・重過失に基づいて生じた損害は保険の適用外となります。